

労働者派遣法の抜本的再改正と 有期労働契約に対する抜本的規制強化を求める決議

1 骨抜き派遣法案の成立強行に抗議し、労働者派遣法の抜本的再改正を要求する

民主党、自民党、公明党の3党は、2012年3月28日の参議院本会議で、政府案を骨抜きにする3党修正案の成立を強行した。3党修正案は、製造業派遣・登録型派遣について、政府案の原則禁止条項を削除し、現行法に逆戻りさせ、一切規制を強化しないままである。日雇い派遣禁止については、政府案の2か月以内禁止から30日以内禁止に規制を緩和し、そのうえ政令で定める一定の場合には一切禁止しないとしている。さらに、違法派遣があった場合の直接雇用みなし制度の施行期日を、改正法施行の日から3年を経過した日としている。

2008年秋のリーマンショックの際、十数万人に及ぶ派遣労働者が派遣切りされ、住居を失い、日比谷派遣村が必要になる事態をまねいた。3党修正案の成立強行は、このような事態に対する反省を無に帰するものである。3党修正案は、労働者派遣法の抜本改正を求める国民の声を無視するものであり、とうてい改正の名に値しない。

衆議院、参議院の附帯決議では「登録型派遣の在り方、製造業派遣の在り方等については、本法施行後1年経過後をめどに、労働政策審議会での議論を開始すること。」等とされているが、東日本大震災や円高不況等を口実にして派遣切り、解雇、雇止めが広がっている現在、労働者派遣法の抜本的再改正は急務である。

自由法曹団は、製造業派遣・登録型派遣の全面禁止、違法派遣の場合の派遣先による無期契約での直接雇用、派遣労働者の派遣先の正社員との均等待遇等の労働者派遣法の抜本的再改正を早期に実現することを要求する。

2 労働契約法の一部を改正する法律案を抜本的に見直し、有期労働契約に対する規制を抜本的に強化することを要求する

政府は、2012年3月23日、労働契約法の一部を改正する法律案を国会に提出した。しかし、政府案は、有期労働契約の締結を臨時的・一時的業務に限定するいわゆる入口規制をまったく導入していない。

政府案は、「有期労働契約の通算期間が5年を超える労働者に期間の定めのない労働契約への転換権を与える」とのいわゆる出口規制を導入しているが、「通算期間5年の算定は6月以上の空白期間（クーリング期間）により遮断される」仕組みになっている。これでは、使用者は、5年の間にクーリング期間を組み入れることによって、有期契約労働者の無期雇用への転換権行使を自由に阻止できることになり、出口規制は無意味なものとなりかねない。政府案は、「無期契約に転換後の労働条件は転換前の労働条件と同一」としているが、これでは、有期契約労働者の低賃金等の劣悪な労働条件はまったく是正、改善されないこととなる。

さらに、政府案は、「有期契約労働者の労働条件が正社員の労働条件と相違する場合には、その相違は、労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲等の事情を考慮して、不合理なものであってはならない」としているが、これでは、給与、一時金、退職金等の基本的な労働条件については、上記諸事情の違いを理由にして差別が温

存されることになり、不合理な労働条件の禁止は、通勤手当等の付隨的な労働条件に限定されることになる。

政府案は、不安定・低賃金雇用に苦しむ有期契約労働者の現状を改善するものになつておらず、抜本的見直しが必要である。

自由法曹団は、「有期労働契約は臨時的・一時的業務に限定し、違反した場合は無期契約が締結されたものとみなす」入口規制、「利用可能年数1年、更新回数2回を上限とし、クーリング制度を一切設けず、無期契約へ転換後の労働条件は同一の業務に従事する正社員の労働条件と同一とする」出口規制、及び有期契約労働者に対する均等待遇原則を導入するなど、労働契約法の一部を改正する法律案を抜本的に見直し、有期労働契約に対する規制を抜本的に強化することを要求する

3 非正規労働者の雇用と権利実現のために

いま、円高不況等を口実にして電機産業等を中心に数万人規模にのぼる派遣切り、解雇、雇止めが強行されようとしている。非正規切りを争う裁判では、派遣先の直接雇用責任や損害賠償責任を否定する不当判決や有期契約労働者の雇止めを有効とする不当判決が相次いでいる。非正規労働者の雇用と権利を守るルールの強化・確立が急務である。

自由法曹団は、労働者派遣法の抜本的再改正と有期労働契約に対する抜本的規制強化の実現をめざし、また、非正規労働者をとりまく現在の困難な状況を開闢し、その雇用と権利を確保し、実現するため、全力をあげて奮闘する決意である。

2012年5月21日

自由法曹団2012年5月研究討論集会